

固定資産税(償却資産)の申告のお知らせ



○償却資産とは

償却資産とは、個人や法人などの事業主が事業のために所有する資産で、土地や家屋と同じように固定資産税の課税対象となります。具体的には取得価格が10万円以上の車両や機械設備、パソコンなどの備品、看板などの構築物や、現在稼働していない償却資産も課税対象となります。

資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在の資産状況を該当資産の所在地の役場に申告を行ってください。

なお、前年度の償却資産に増減がなかった場合（予定含む）は、申告書の提出は不要です。

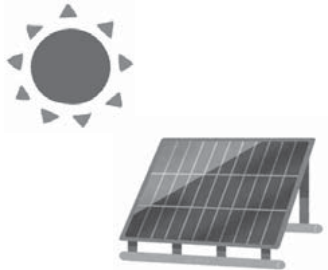
前年度と同様の内容で申告されたものとみなします。

○課税対象となる償却資産の例

種 類	課税対象となる償却資産の例
構築物	駐車場舗装、フェンス、ビニールハウス、門、塀など
機械および装置	代掻き（取り外し可能部分）、フロントローダ（取り外し可能部分）、太陽光発電設備（※）
車両および運搬具	大型特殊自動車（ホイールクレーン、タイヤローラーなど）
工具・器具および備品	事務用機器（パソコン、コピー機など）、エアコン、椅子、机、冷蔵庫、フライヤー、シンク、医療機器、理・美容業機器、看板など

※次に示す家屋の屋根や土地等に設置された太陽光発電設備は、償却資産として申告が必要です。

設 置 者	申告が必要な場合
法人・個人（事業用）	発電量が10kw以上の場合
個人（住宅用）	・10kw以上発電する太陽光発電設備で余剰売電、全量売電の場合、又は10kw未満の発電量で全量売電の場合



但し、以下の償却資産は申告の対象となりません。

- ☐自動車税、軽自動車税の対象になるもの（乗用装置が取り付けられているもの）
- ☐耐用年数が1年未満の資産または取得価額が10万円未満の資産
- ☐取得価額が20万円未満の「一括償却」資産（3年間で均等に分割し、每期同額を損金に計上するもの）

○申告書の提出期限 令和7年1月31日まで

■ eLTAX（エルタックス）で電子申告してみませんか？

償却資産の申告はeLTAXによる電子申告の受付を行っています。オフィスやご自宅から簡単にできますので、ぜひご利用ください。詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。



（eLTAX ホームページ）



問合 税務住民課 ☎ 72-1128

義務教育学校設置計画の変更について



町教育委員会では、子どもたちにとってより良い教育環境の実現に向けて、今後の学校の在り方について検討を重ねています。令和5年3月に「清和地区義務教育学校基本構想・基本計画」を策定し、学校建設予定地を阿蘇森林組合清和加工所敷地に定め、検討を進めてきましたが、今回、次の理由により再検討を行いました。



義務教育学校とは・・・

1人の校長先生のもとで、小学校と中学校の教職員が相互に連携・協力しながら、統一した学習指導や生徒指導を行い、9年間の学校教育を行うものです。

～再検討に至った理由～

- ①児童生徒数の想定以上の減少
令和2年に推計した児童生徒数の見込みに対し、令和6年の状況と比較した結果、想定を超える大幅な減少となりました。
令和2年時点での見込み数 613人
令和6年の状況での見込み数 531人（※当初の見込み数より82人減少）
- ②校舎の安全確保
建設予定地としていた阿蘇森林組合清和加工所敷地が、令和5年7月豪雨の際に浸水被害を受け、学校運営に影響があると判断しました。



《上記の理由と、①②に基づき再検討》

- ①通学時間が1時間以内での通学が可能であること。
- ②一定数の児童、生徒数の確保

《変更前》

義務教育学校
3校設置
矢部地区1校
清和地区1校
蘇陽地区1校



《変更後》

義務教育学校
2校設置
矢部地区1校
清和・蘇陽地区1校

義務教育学校の設置は、校舎の老朽化状況を考慮し、清和・蘇陽地区を優先して実施します。
設置場所は現在検討中です。設置場所が決まりましたら、開校時期等スケジュールについてお知らせします。



問合 学校教育課 ☎ 72-0443